

2025年度（令和7年度）

# 須坂市農業施策に関する意見書

須坂市農業委員会

## 須坂市農業施策に関する意見書

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、農業委員会の活動、運営に格別なるご理解、ご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業・農村を取り巻く状況は依然として厳しく、農業従事者の高齢化と担い手不足、それに伴う遊休農地の増加といった構造的な課題、国際情勢の著しい変化等による飼料、肥料、生産資材等の価格の高止まり、さらには気候変動に伴う自然災害の増加や農産物の品質低下など、多くの課題に直面しています。

当市において今年3月に発覚しました「ふるさと納税産地偽装問題」は、今まで築きあげた、果樹王国ブランドへの信頼を大きく損ねる事態となり、多くの生産者が果樹栽培の未来について大変不安を感じるシーズンになりました。

このような中、当市でも担い手の高齢化と後継者不足は深刻な課題であり、基幹的農業従事者の6割近くを70歳以上の農業者が占めるなか、近い将来、耕作されない農地が急増し、農業と農村の維持が困難となる地域が生じる可能性もあると危惧されます。

地域の農業や農地をどう担い守っていくのかを明確にした「地域計画」が策定されましたが計画は作るだけでなく、明らかになった課題への対応や計画そのものの実効性を深めていくことが極めて重要となってまいります。

つきましては、須坂市農業の生産基盤のより一層の強化を図るため、次年度の農業施策の企画立案及び予算編成にあたり考慮いただきたく、「農業委員会等に関する法律」第38条の規定に基づき「須坂市農業施策に関する意見書」を提出いたします。

2025年11月12日

須坂市長 三木 正夫 様

須坂市農業委員会  
会長 神林 利彦

## I 須坂市の農業振興について

### (1) 須坂市農業の将来にむけた方向性を示し、農業者に寄り添った農業振興を図られたい。

かねてからの大型事業であるインター周辺開発により、大型ショッピングモールなどが開店し賑わいをみせています。

この開発に先立って、須坂市の優良農地が犠牲になり、開発がすすめられたことは須坂市が伴走し支援をされた結果です。また、今後さらに「地域未来投資促進法」により隣接地の 12 ha ほどの大型開発が予定されています。

農業者にとっては、農地を手放し、経営を縮小する者や他に圃場を求める者など、農業経営に影響を及ぼした農業者がいたことは事実であり、今後さらに高齢化が進み、農地を手放す農業者が多くなることが予想されます。

「地域未来投資促進法」の運用により、優良農地は無秩序に開発され、中山間地域ではさらに人口減少などにより農地の荒廃化は進んでしまいます。今後、果樹生産の一大産地が維持することができるのかが危惧されます。

農業者が安心して将来にわたり農業経営を行っていくためには、昨年策定した地域計画を実効性のあるものにすることはもちろんですが、須坂市の将来の農業振興に関するビジョンを明確に示していただきたい。

ビジョンに沿って、守るべき農地を明確にし、農業関係機関等とも情報共有等をしながら、一丸となって農業を振興してほしい。また、安定した農業経営ができるよう、一人一人の農業者に寄り添った農業振興を進めていただきたい。

### (2) 地域計画の推進と地域ごとの課題解決にむけた施策や事業を確実に実施されたい。

昨年策定した地域計画により、地域ごとの課題が明らかになりました。この課題の解決に向けて実効性のある対策を実施していただきたい。

ご承知のとおり、日滝地区では、馬入れのない畑や石塚がある畑、また狭隘な農地の荒廃は特に顕著となっています。また、中山間地域では、人口減少や高齢化に伴い農地がどんどん荒廃化しています。このことから地域計画においても基盤整備の必要性や荒廃化防止のための施策検討が急務と明記されているところです。農業委員会としても協力をいたしますが、各地域で明確になった課題に対して「農地整備対策」「担い手確保の対策」「荒れた農地に対する対策」など、しっかりと予算を確保し、解決に向けてより具体的な実効性のある事業を実施していただきたい。

## II 遊休農地対策について

### (1) 農業生産法人の参入や、地域での総合的な農地保全、耕作をする地域営農組織などの仕組みづくりを検討されたい。

農業委員会では、遊休農地対策として、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などに取り組んでおりますが、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足は年々進んでおり、個人農家への農地集約は限界に近づき、農業委員会の斡旋活動では対応が追いつかない状況となってきております。

また、現在耕作している農地や草刈り等の維持管理をしている農地であっても、自分が営農に従事できる限りの範囲でなんとか継続しているという、将来的な管理不能予備群を多く含んでいる状況です。

肥料代や燃料費、人件費などのコスト上昇、高額な農機具、温暖化による猛暑や豪雨などの気候変動など、多くの不安要素を抱える中、個人農家への農地利用の集積集約化は、問題の解決とならない先行きの見えない対処療法治策となっています。

須坂市には、将来に希望の持てる農業施策の立案運営を要望します。具体的には、昨年の地域計画策定に係る地域の話し合いの場でも意見がありましたが、農業生産法人の参入や、地域での総合的な農地保全、耕作をする地域営農組織などの仕組みづくりを検討願いたい。参考として、本年は建設業者による農業の参入により遊休農地解消となった事案もあったことから、このような他業種からの農業分野への参入促進についても積極的な働きかけや補助制度などの創設を検討していただきたい。

## **(2) 遊休農地解消のため、農地中間管理機構が農地バンクとしての本来の役割を果たすよう要望強化されたい。**

農業委員会が行っている農地パトロールの結果により、遊休農地所有者へ意向調査を行い「農地中間管理機構へ貸し付けたい」という回答が多数ありました。

しかし、農地中間管理機構では貸借売買の相手先が決まった農地について手間のかかる手続きを行うのみで、農地中間管理事業の促進を実施しておりません。農業委員会としても、農地中間管理機構が農地バンクとしての本来の役割を果たすよう、要望してまいりますが、市としても長野県等関係機関へ強く働きかけをしていただきたい。併せて、荒れた遊休農地を整備し担い手へ貸出す遊休農地解消対策事業の制度の積極的な活用を促進していただきたい。

## **(3) ニワウルシの繁茂について農地等への侵入対策を強化されたい**

ニワウルシ対策として、広報須坂6月号による周知や須坂市ホームページへの掲載、市道や市施設などの伐採等対応をいただき感謝申し上げます。

しかしながら、市民全体への周知はまだ十分ではなく、河川敷や道路沿道を中心に市全体に繁殖が拡大している状況がみられます。

ニワウルシの問題点は成長が非常に早く1年で1.5mにもなり数年で大木化し、種子生産能力が高く多年生植物であることです。一度伐採して終わりではなく継続的な対応が必要であり、大木となる前に早期の対応が必要であることから、農地だけでなく市全体の問題として認識をいただき、市民全体にニワウルシの

存在認知と駆除方法を周知し、不耕作農地はもちろん、耕作している農地への侵入を防ぐ対策をしていただきたい。

### III 農業後継者対策について

#### (1) 新規就農者支援に係る各種補助金の確保維持と特に経営基盤の弱い新規就農者に対して、枠を別に設けるなどの優先的な確保を検討されたい。

須坂市が「ふるさと納税の対象となる地方団体の指名取消し処分」を受けたことにより、財政事情が厳しいことは理解しておりますが、昨今の物価上昇による資材費の高騰等により、新規就農者に限らず、全農家の費用負担もこれまで以上に増加しています。農家負担を抑えるためにも、十分な予算の確保についてご配慮いただきたい。

また、経営基盤の弱い新規就農者にとっては、果樹棚設置などの新たな設備投資を行うことは資金的に特に困難な状況にあるため、各種補助金について、新規就農者の枠を別に設けるなどの優先的な確保を検討いただきたい。

#### (2) 新規就農者の作業環境の充実や農業者が利用できるトイレの確保を検討されたい。

共同作業場は新規就農者にとって大切な情報交換の場であり、大変有意義な施設です。当委員会としても地域の空き家や空き倉庫等の情報収集に努めておりますが、確保は難しい状況にあります。市としても、確保に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

また、特に女性農業者から作業中のトイレに困っているとの声を聞きます。公共施設のトイレを使って良いかわからず、結局遠くのコンビニエンスストアのトイレを借りることが多いようです。公衆トイレマップが知られていないのが原因と思われますが、農業者が公共施設のトイレを気軽に使うことができるよう、各施設への積極的な働きかけや広報をしていただきたい。

#### (3) 農地バンクの登録情報を農林課の窓口閲覧だけでなく、市ホームページ等でも公開し、貸借希望等の情報を容易に確認できるようにされたい。

ブドウ栽培を希望する新規就農者が市内で就農するにあたって圃場の確保に苦慮しています。特に里親研修生の就農に際して園地の確保は里親に頼らざるを得ず、里親も人づてで探したり、農林課窓口で農地バンクの台帳で探したりするなどしていますが、荒廃しているなど初期投資のかかる園地が多く、果樹棚が設置されているなどの優良な園地を見つけるのは大変な状況です。

については、当市で運用する農地バンクの登録情報を農林課の窓口閲覧だけでなく、市ホームページ等でも公開し、貸借希望等の情報を容易に確認できるようにしていただきたい。

また、農地を相続した遠方に住む非農家が農地バンクの存在を知らずに農地を

放置してしまい、荒廃化してしまう例が散見されることから、死亡届提出時に農地バンクのチラシを渡すなど積極的なアピールをしていただきたい。

#### IV その他について

##### (1) イオンモール内須坂ブースでの須坂産農産物のPRを強化する体制を図りたい。

今年3月に発覚しました「ふるさと納税産地偽装問題」は農業者にとっても大変衝撃的な事件でありました。

今まで生産者が苦労して築きあげてきた、良質なシャインマスカットの産地に対する信頼を大きく損ねる事態となり、憤りを感じております。

生産者は栽培から収穫までの過程において大変不安を感じる一年となりました。そのような中、イオンモール内に須坂産農産物等をPRすることのできる念願のブースが設置されました。須坂市の税金を多額に投入し、設置運営していることから、より多くの須坂市産農産物の販売はもちろん、須坂市の魅力が十分PRできるよう配慮いただきたい。また「ふるさと納税産地偽装問題」と同じようなことにならないように、市としても産地の管理を厳格に行っていただきたい。農産物の提供や農業者の紹介などであれば農業委員会としても協力していきたい。